

## 奈良県立香芝高等学校 香志会会則

(名称)

第 1 条 本会は香志会（奈良県立香芝高等学校同窓会）と称する。

(目的)

第 2 条 本会は会員相互の親睦援助、母校の発展に寄与するを以て目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員相互の連絡及び親睦に関する事項。
2. 母校の援助に関する事項。
3. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(事務所)

第 4 条 本会は事務所を奈良県立香芝高等学校に置く。

(会員)

第 5 条 本会は下記の資格を具えた者で組織する。

1. 会 員 奈良県立香芝高等学校卒業生及びかつて奈良県立香芝高等学校に在籍した者で役員会の承認を得た者。
2. 客 員 奈良県立香芝高等学校の現・旧職員。

(役員)

第 6 条 本会に下記の役員を置く。

1. 会 長 1 名 理事の中から互選する。
2. 副 会 長 2 名 理事の中から互選する。
3. 理 事 若干名 幹事の中から互選する。
4. 幹 事 若干名 各期卒業生から選出する。
5. 庶務会計 2 名 会長の指名による。
6. 会計幹事 2 名 会長の指名による。
7. 名誉顧問 1 名 奈良県立香芝高等学校現職校長を推す。
8. 顧 問 若干名 必要に応じて会長が指名する。

(役員任務)

第 7 条 役員の仕事は次のとおりである。

1. 会長は本会を統理し代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその代理をする。
3. 理事は会長を補佐し、本会の重要な事項を協議する。
4. 幹事は幹事招請により本会の重要な事項を協議する。
5. 庶務会計は一般事務及び金銭出納を掌る。
6. 会計監事は会計その他会務を監査する。
7. 名誉顧問は会長の諮問に応じ、本校の生徒会及び育友会への親和連携を図る。
8. 顧問は会長の諮問を受け、会の発展のため指導助言する。

(役員任期)

第 8 条 役員の仕事は満 2 年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第 9 条 本会の会議は、総会並びに役員会とする。

1. 総 会 毎年 11 月 3 日を原則とする。
2. 役員会 必要に応じて会長が召集する。

(会費)

第 10 条 会員は卒業の際、会費として金 3,000 円を納める。

(慶弔規定)

第 11 条 本会の慶弔規定は別にこれを定める。

(変更)

第 12 条 本会則の変更は総会の決議による。

(付則)

第 13 条 本会則は昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

平成 6 年 11 月 3 日 一部改正

平成 29 年 2 月 18 日 慶弔規定一部改正

平成 30 年 2 月 9 日 一部改正

(補助金)

第 14 条 特別な全国大会に出場した場合の補助金は別にこれを定める

平成 28 年 2 月 21 日新規約追加